

01 森林管理・環境保全直接支払制度

【42,829(28,846)百万円】

対策のポイント

森林経営計画等に基づく搬出間伐等の森林整備と、集約化施業に必要な活動に対する支援を実施します。

<背景/課題>

- ・「日本再生戦略」においては、地域の特徴ある取組の促進等により、今まで以上に再生可能エネルギーが身近な存在となる社会を目指すこととされており、このためには再生可能エネルギーとしての木質バイオマス資源の安定的な供給体制の構築に向けた取組を推進していく必要があります。
- ・また、森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収量3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保等を図る必要があります。
- ・このため、面的なまとまりをもった集約化や路網整備等を内容とする森林経営計画の認定を受けた者等を対象に、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備等に対する支援を行います。

政策目標

○森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成25年度から32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

森林環境保全直接支援事業 42,829(28,846)百万円

森林経営計画の認定を受けた者等が行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

補助率：3/10等
事業実施主体：地方公共団体、林業事業者等

※ 集約化施業の取組に必要な森林情報の収集、森林の状況調査、境界確認、施業提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動については、「森林整備地域活動支援交付金」により造成された既存基金を活用して支援します。

[お問い合わせ先： 林野庁整備課（03-3502-8065（直））]